

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

(約款の変更)

平成 31 年 3 月 31 日時点において株式会社ジェイコム大田、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム日野、株式会社ジェイコム多摩、株式会社ジェイコム八王子、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム武蔵野三鷹、株式会社ジェイコム川口戸田、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジェイコム南横浜、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム市川および株式会社ジェイコム東葛飾（以下「再編前ジェイコム各社」といいます）ならびに表題記載の各社の本名称の約款は、平成 31 年 4 月 1 日をもって本約款に変更するものとします。

(債権債務の承継)

平成 31 年 3 月 31 日時点において再編前ジェイコム各社が有する債権はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本約款に基づくものとします。

(改正前の規定による手続き等の効力)

再編後ジェイコム各社は、契約者が再編前ジェイコム各社の規定に基づき行った行為を、本約款に基づきなされた行為とみなします。

(一部継続事項について)

改正前の経過措置について以下の I、II を継続します。

I. 以下継続措置事項

1 (約款の実施期日)

約款は、平成 28 年 1 月 6 日から実施いたします。

2 (需要場所についての特別措置)

(1) 適用

イ 第 10 条（需要場所）(1)に定める 1 構内または第 10 条（需要場所）(2)に定める 1 建物（以下「原需要場所」といいます）において、ロに定める特例。設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます）の契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、第 10 条（需要場所）にかかわらず当分の間 1 原需要場所につきロ(イ)または(ロ)それぞれ 1 特例区域等に限り、1 需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について非特例区域等の契約者の承諾をえていること

a. 非特例区域等について、第 10 条（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

b. 当社および一般送配電事業者が特例区域等における業務を実施するため、第 29 条（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等の契約者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

（ハ）特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

（ニ）特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

（ホ）当社および一般送配電事業者が非特例区域等における業務を実施するため、第 29 条（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の契約者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

（イ）急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 1 号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

（ロ）認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 2 号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

（2）工事費の負担

特例区域等の契約者が新たに電気を使用し、または契約容量等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更される時を除きます）で、これにともない一般送配電事業者が新たに供給設備を施設するときには、当社は、第 53 条（一般供給設備の工事費負担金）または第 54 条（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、第 8 章（工事費の負担）の適用については、第 54 条（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

3 （標準周波数についての特別措置）

約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

4 （記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）

30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます）で計量するときの使用電力量については、次のとおりといたします。

イ 移行期間における 30 分ごとの使用電力量

その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ 移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの接続供給電力量

第 16 条（従量メニュー）(1)ハ、(2)ニ、第 16 条の 2（オール電化向けメニュー）(1)ハ、(2)ハまたは(3)ハによって、契約電流または契約容量を定める場合で、移行期間において、契約電流または契約容量を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電流または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定いたします。この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の使用電力量を、イに準じて、30 分ごとの使用電力量として均等に配分いたします。

II. 以下継続措置事項

（実施期日）

この改正規定は、平成 30 年 12 月 6 日から実施します。

この期日より、附則 4 を以下に変更いたします。

4（記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）

30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます）で計量するときの使用電力量については、次のとおりといたします。

イ 移行期間における 30 分ごとの使用電力量

その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ 移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの使用電力量

契約電流または契約容量を定める場合で、移行期間において、契約電流または契約容量を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電流または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定いたします。この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の使用電力量を、イに準じて、30 分ごとの使用電力量として均等に配分いたします。

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 5 月 9 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

（約款の変更）

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストならびに表題記載の各社の本名称の約款は、2019 年 6 月 1 日をもって本約款に変更するものとします。

(債権債務の承継)

2019年5月31日時点において株式会社ジェイコムイーストが有する債権債務はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本約款に基づくものとします。

(改正前の規定による手続き等の効力)

前項にて承継を行ったジェイコム各社は、契約者が株式会社ジェイコムイーストの規定に基づき行った行為を、本約款に基づきなされた行為とみなします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

この期日より、附則5を追加いたします。

5 (消費税法の改正にともなう経過措置)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成28年11月28日法律第85号)第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則(平成24年8月22日法律第68号)第5条第2項の適用を受ける、2019年9月30日以前から契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金(2019年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が2019年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。)の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。

(1) 第16条及び第16条の2の料金率については、料金表Ⅲにかかわらず、次のとおりといたします。

料金表Ⅲ

・従量メニュー

従量B

(イ)基本料金

契約電流 10 アンペア	280.80 円
契約電流 15 アンペア	421.20 円
契約電流 20 アンペア	561.60 円
契約電流 30 アンペア	842.40 円
契約電流 40 アンペア	1,123.20 円
契約電流 50 アンペア	1,404.00 円
契約電流 60 アンペア	1,684.80 円

(ロ) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.52 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26.00 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.02 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	231.55 円
---------	----------

従量 C

(イ) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	280.80 円
---------------------	----------

(ロ) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.52 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26.00 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30.02 円

・オール電化向けメニュー

夜間 8 時間型

(イ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,296.00 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,160.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	280.80 円

(ロ) 電力量料金

昼間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.90 円
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31.84 円
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.77 円

夜間

1 キロワット時につき	12.25 円
-------------	---------

夜間 10 時間型

(イ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,296.00 円
---------	------------

契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,160.00円
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	280.80円

(ロ) 電力量料金

昼間

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	26.01円
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	34.65円
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	40.01円

夜間

1キロワット時につき	12.50円
------------	--------

季節別時間帯別時間型

(イ) 基本料金

契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,296.00円
--------	-----------

契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,160.00円
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	280.80円

(ロ) 電力量料金

昼間	夏季	1キロワット時につき	38.72円
	その他季	1キロワット時につき	31.73円
朝晩		1キロワット時につき	26.01円
夜間		1キロワット時につき	12.25円

時間帯別(朝)

(イ) 基本料金

契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,296.00円
--------	-----------

契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,160.00円
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	280.80円

(ロ) 電力量料金

昼間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	24.02円
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	31.99円
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	36.94円

夜間

1 キロワット時につき	12.28 円
-------------	---------

時間帯別(夜)

(イ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,296.00 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,160.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	280.80 円

(ロ) 電力量料金

昼間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24.12 円
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.12 円
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.09 円

夜間

1 キロワット時につき	12.57 円
-------------	---------

時間帯別(半日)

(イ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,296.00 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,160.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	280.80 円

(ロ) 電力量料金

昼間

最初の 70 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.47 円
70 キロワット時をこえ 170 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37.93 円
170 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	43.80 円

夜間

1 キロワット時につき	12.68 円
-------------	---------

曜日別(A)

(イ)基本料金

契約電流 10 アンペア	280.80 円
契約電流 15 アンペア	421.20 円
契約電流 20 アンペア	561.60 円
契約電流 30 アンペア	842.40 円
契約電流 40 アンペア	1,123.20 円
契約電流 50 アンペア	1,404.00 円
契約電流 60 アンペア	1,684.80 円

(ロ)電力量料金

平日

最初の 90 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	21.06 円
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.06 円
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	32.39 円

休日

1 キロワット時につき	20.78 円
-------------	---------

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	231.55 円
---------	----------

曜日別(kVA)

(イ) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	280.80 円
---------------------	----------

(ロ) 電力量料金

平日

最初の 90 キロワット時まで の 1 キロワット時につき	21.06 円
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.06 円
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	32.39 円

休日

1 キロワット時につき	20.78 円
-------------	---------

ピーク抑制

(イ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,296.00 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,160.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	280.80 円

(ロ) 電力量料金

ピーク	1キロワット時につき	54.77円
昼間	1キロワット時につき	29.08円
夜間	1キロワット時につき	12.25円

お得タイム 8

(イ) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	210.60円
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

昼間	1キロワット時につき	32.14円
夜間	1キロワット時につき	20.78円

(ハ) 最低月額料金

1契約につき	231.55円
--------	---------

お得タイム 12

(イ) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	210.60円
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

昼間	1キロワット時につき	33.76円
夜間	1キロワット時につき	22.55円

(ハ) 最低月額料金

1契約につき	231.55円
--------	---------

お得タイム

(イ) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	450.00円
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

ピーク	1キロワット時につき	25.33円
オフピーク (夏季、冬季、その他季共通)	1キロワット時につき	25.33円
夜間 (夏季、冬季、その他季共通)	1キロワット時につき	25.33円
深夜 (夏季、冬季、その他季共通)	1キロワット時につき	17.46円

(ハ) 最低月額料金

1契約につき	231.55円
--------	---------

お得タイム S

(イ) 基本料金

契約電流 10 アンペア	280.80 円
契約電流 15 アンペア	421.20 円
契約電流 20 アンペア	561.60 円
契約電流 30 アンペア	842.40 円
契約電流 40 アンペア	1,123.20 円
契約電流 50 アンペア	1,404.00 円
契約電流 60 アンペア	1,684.80 円

(ロ) 電力量料金

ピーク	1 キロワット時につき	25.33 円
オフピーク (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	25.33 円
夜間 (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	25.33 円
深夜 (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	17.46 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	231.55 円
---------	----------

お得タイム L

(イ) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	280.80 円
---------------------	----------

(ロ) 電力量料金

ピーク	1 キロワット時につき	25.33 円
オフピーク (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	25.33 円
夜間 (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	25.33 円
深夜 (夏季、冬季、その他季共通)	1 キロワット時につき	17.46 円

(2) 別表 2 (2) の基準単価については、別表 2 (2) にかかわらず、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22 銭 8 厘
-------------	----------

(3) 別表 14 の料金率については、別表 14 (1) ロおよび (2) ロにかかわらず、次のとおりといたします。

イ 通電制御型機器割引

(イ) 通電制御型機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき	151 円 20 銭
--------------------------------------	------------

(ロ) 最低月額料金

1 契約につき	324 円 43 銭
---------	------------

ロ 5時間通電機器割引

(イ) 5時間通電機器割引額

5時間通電機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	248円40銭
------------------------------	---------

(ロ) 最低月額料金

1契約につき	324円43銭
--------	---------

(4) 別表15の料金率については、別表15(1)ロおよび(2)ロにかかわらず、次のとおりといたします。

イ 8時間通電機器等割引

(イ) 8時間通電機器割引額

8時間通電機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	43円20銭
------------------------------	--------

(ロ) 通電制御型機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	194円40銭
-----------------------------------	---------

(ハ) 最低月額料金

1契約につき	324円43銭
--------	---------

ロ 5時間通電機器割引

(イ) 5時間通電機器割引額

5時間通電機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	291円60銭
------------------------------	---------

(ロ) 最低月額料金

1契約につき	324円43銭
--------	---------

(5) 別表16のクッキングヒーター割引上限額については、別表16(3)ニにかかわらず、次のとおりといたします。

1契約につき	540円00銭
--------	---------

(6) 別表17の料金率については、別表17(1)ロ、(2)ロおよび(3)ロにかかわらず、次のとおりといたします。

イ 通電制御型機器割引

(イ) 通電制御型機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	151円20銭
-----------------------------------	---------

(ロ) 最低月額料金

1契約につき	324円43銭
--------	---------

ロ オール電化割引

・オール電化割引上限額

1契約につき	2,160円00銭
--------	-----------

ハ 5時間通電機器割引

(イ) 5時間通電機器割引額

5時間通電機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	248円40銭
------------------------------	---------

(ロ) 最低月額料金

1 契約につき	324 円 43 銭
---------	------------

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 3 月 16 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 4 月 1 日から実施します。

この期日より、附則 6 を追加いたします。

6 (定期契約の一部終了にともなう経過措置)

(1) 契約者が第 1 条 (適用) 第 2 項イに該当し、かつ 2021 年 4 月 1 日時点で「別表 定期契約」に記載の定期契約 (のうち、第 109 種「電力・TV パック」を除く定期契約) を契約しているお客さまについては、当該定期契約の契約期間中について、料金表 II 定期契約の規定を適用し、当該定期契約の契約期間満了をもって、J:COM 電力家庭用コースを除いたサービスから構成される定期契約 (定期契約のうち「電力・TV パック」の場合は、J:COM 電力家庭用コースを除いたサービス) へ切替わります。この切り替えの際には、「別表 定期契約」に定める契約解除料は発生致しません。(2) 契約者が第 1 条 (適用) 第 2 項イに該当し、かつ料金表 II 第 4 条に定める定期契約を締結せずに J:COM 電力家庭用コースを J:COM サービス (J:COM TV サービス (再放送サービスを除く)、インターネット接続サービス、J:COM PHONE プラスサービスまたはプライマリ電話サービス) を合わせて利用する場合に適用していた「電力まとめ割」 (当社より請求される金額から月額 100 円 (税込 110 円) を割引) について、J:COM 電力家庭用コースを J:COM サービスとご利用いただく状態が解消されるまで適用いたします。ただし、この場合、第 16 条 (従量メニュー) および第 16 条の 2 (オール電化向けメニュー) に記載の割引は適用されません。

(実施期日)

この改正規定は、2021 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年4月1日から実施します。

・この期日より、附則6(定期契約の一部終了にともなう経過措置)を以下に変更いたします。

6 (定期契約の一部終了にともなう経過措置)

(1) 契約者が第1条(適用)第2項イに該当し、かつ2021年4月1日時点で「別表 定期契約」に記載の定期契約(のうち、第109種「電力・TVパック」を除く定期契約)を契約しているお客さまについては、当該定期契約の契約期間中について、料金表Ⅱ 定期契約の規定を適用し、当該定期契約の契約期間満了をもって、J:COM 電力家庭用コースを除いたサービスから構成される定期契約へ切替わります。この切り替えの際には、「別表 定期契約」に定める契約解除料は発生致しません。また、定期契約のうち「電力・TVパック」の場合は、J:COM 電力家庭用コースおよびJ:COM TV サービス(再放送サービス)のいずれかが解約となるまでは料金表Ⅱ第4条に基づき算出した金額を割引いたします。

(2) 契約者が第1条(適用)第2項イに該当し、かつ料金表Ⅱ第4条に定める定期契約を締結せずにJ:COM 電力家庭用コースをJ:COM サービス(J:COM TV サービス、インターネット接続サービス、J:COM PHONE プラスサービスまたはプライマリ電話サービス)を合わせて利用する場合に適用していた「電力まとめ割」(当社より請求される金額から月額100円(税込110円)を割引)について、J:COM サービスを解約されるか、契約者から電力まとめ割適用終了の申し出があるか、J:COM 電力家庭用コースの契約を第16条の3(グリーンメニュー)の契約種別へ変更されるまで適用いたします。ただし、この場合、第16条(従量メニュー)および第16条の2(オール電化向けメニュー)に記載の割引のうち割引表に記載の割引は適用されません。

・この期日より、附則7(オール電化向けメニューおよびグリーンメニュー一部契約種別受付にともなう経過措置)を追加いたします。

7 (オール電化向けメニューおよびグリーンメニュー一部契約種別受付にともなう経過措置)

第16条の2(オール電化向けメニュー)および第16条の3(グリーンメニュー)(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)の契約種別については、切替および新規でのお申し込みはいただけません。なお、2022年3月31日時点までに第16条の2(オール電化向けメニュー)の契約を締結し、当該契約が有効に存続しているお客さま及び2022年3月31日までに、当社が当該契約種別の申込みを受け付けたお客さまについては、この限りではありません。

(実施期日)

この改正規定は、2022年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年7月1日から実施します。

この期日より、附則8(クッキングヒーターについての経過措置)を追加いたします。

8 (クッキングヒーター割引についての経過措置)

(1) 適用範囲

電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター(以下「クッキングヒーター」といいます)を据え付けて使用する需要で、この契約約款実施の際現にクッキングヒーター割引の適用を受けている場合に、2024年9月分の計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(2) 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(3) 料金

各月の料金は、第16条の2(1)ホ、(2)ホ、または第16条の3(3)ホ、(4)ホによって料金として算定された金額からイによって算定されたクッキングヒーター割引額を差し引いたものといたします(クッキングヒーターをすべて取り外された場合を除きます)。ただし、第16条の2(1)ホ、(2)ホ、または第16条の3(3)ホ、(4)ホによって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額およびイによって算定されたクッキングヒーター割引額を差し引いてえた金額がハの最低月額料金を下回る場合の料金は、ハの最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計といたします。

イ クッキングヒーター割引額

クッキングヒーター割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がニに定めるクッキングヒーター割引上限額を上回る場合のクッキングヒーター割引額は、ニに定めるクッキングヒーター割引上限額といたします。

$$\text{クッキングヒーター割引額} = \text{ロの割引対象額} \times 3\text{パーセント}$$

ロ 割引対象額

割引対象額は、次のとおりといたします。

(イ) 第 16 条の 2 (1)、または第 16 条の 3 (3) として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その他季における第 16 条の 2 (1) ニ (ロ)、または第 16 条の 3 (3) ニ (ロ) に定める昼間および夜間のその 1 月の使用電力量に第 16 条の 2 (1) ホ (ロ) または第 16 条の 3 (3) ホ (ロ) の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季における各時間帯別のその 1 月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その 1 月の各時間帯別の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、昼間における料金適用上の電力量区分については、別表 9 (1) ロ (ロ) に準ずるものといたします。

(ロ) 第 16 条の 2 (2)、または第 16 条の 3 (4) として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その他季における第 16 条の 2 (2) ニ (ロ)、または第 16 条の 3 (4) ニ (ロ) に定める昼間および夜間のその 1 月の使用電力量に第 16 条の 2 (2) ホ (ロ)、または第 16 条の 3 (4) ホ (ロ) の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季における各時間帯別のその 1 月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その 1 月の各時間帯別の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、昼間における料金適用上の電力量区分については、別表 9 (1) ロ (ハ) に準ずるものといたします。

ニ クッキングヒーター割引上限額

クッキングヒーター割引上限額は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のクッキングヒーター割引上限額は、その 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。

1 契約につき	550 円 00 銭
---------	------------

(4) その他

イ 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただくことがあります。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ロ お客さまがクッキングヒーターを取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、第 34 条に準じて違約金を申し受けます。

ハ 当社は、第 23 条に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、クッキングヒーター割引上限額の日割計算は、別表 9 (1) ニによるものといたします。

ニ 第 22 条(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

(実施期日)

この改正規定は、2023年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2024年4月1日から実施します。

この期日をもって、附則8（クッキングヒーターについての経過措置）を削除します。